

(別紙5)

整理番号 2017P-120

補助事業名 平成29年度 お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動 補助事業

補助事業者名 特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

- 1) 医療・介護サービスを受ける高齢者とその家族が、地域の医療・介護サービスの仕組みや、個人情報保護に関する基礎知識、利活用される範囲などを理解する。
- 2) 医療・介護サービスを提供する関係者が、個人情報保護法を理解した上で、管理・共有のルールと体制を明確に作り、相互にトラブルの無い安心なサービスを行う。

(2) 実施内容

【1】地域の医療・介護サービスの利活用及び個人情報保護に関するセミナー開催

<http://privacy-policy.jp/report/12.html>

<http://www.medical-bank.org/kojinjyoho/>

◆患者・利用者・家族とのより良い関係づくりのために

～改正個人情報保護法対応セミナー～

開催日：2017年 6月1日、6月20日、7月11日

目的・内容：医療・介護従事者が“個人情報の保護と有用性”について、患者・利用者・その家族と同じ視点に立って理解することで、高齢者が安心して医療・介護サービスを受けられる社会を目指して、改正された個人情報保護法を開設するセミナーを開催。



セミナーの講演の様様



パネルディスカッションの様様

【2】高齢者とその家族の健やかな暮らしを支えるガイドブック制作・配布

市民（高齢者とその家族）、また、医療・介護従事者を対象としたガイドブックを制作。市民向けのガイドブックは全国の自治体および地域包括ケアセンターあわせて2,500カ所に配布。

- ① 高齢者とその家族が地域包括ケアシステムの仕組みや個人情報保護法を

(別紙5)

正しく理解するためのガイドブック「地域で支える高齢健幸社会ハンドブック」

- ② 医療・介護従事者を対象とした改正個人情報保護法対応ガイドブック「患者・利用者・家族とのより良い関係づくりのために」

【3】啓発WEBサイト及びオンラインセミナーを開設

(<http://www.medical-bank.org/kojinjyoho/>)

WEBサイトおよびオンラインセミナーを開設し、より広く啓発を行っている。

2 予想される事業実施効果

医療・介護サービスを受ける当事者（高齢者）とその家族が、地域の医療・介護サービスの仕組みや、個人情報保護に関する基礎知識の啓発に繋がった。

また、医療・介護サービス提供者（事業者）が、個人情報保護法を適切に理解した上で管理（保護）・共有（有用）のルールと体制づくりを見直すことで、患者・利用者とのトラブルのない良好な信頼関係構築の一助となった。

3 補助事業に係わる成果物

(1) 補助事業により作成したもの

- ① 高齢者とその家族が地域包括ケアシステムの仕組みや個人情報保護法を正しく理解するためのガイドブック「地域で支える高齢健幸社会ハンドブック」



2 私の個人情報が 第三者と共有されるって？

皆さんの情報は 安心してお任せください

医療・介護関係機関や地域が連携するためには、治療やケアを受ける人の「個人情報」が必要です。

確かに私の情報がやいと、先立ち適切な治療でないと。

情報共有

3 個人情報の利用目的を確認したことがありますか？

皆さんの個人情報どのように使われるのでしょうか？ 指示や同意のある利用目的を確認しましょう。

◆利用目的の明示例

納得了解!

ここがポイント!
医療機関・介護関係施設は、皆さんの個人情報を取得する際、利用目的を公表しなければなりません。そのため、院内には「個人情報保護方針」と「利用目的」などが掲載されています。たとえ皆さんが読んでいなくても、**明示の同意がされたものとなります。**
※介護施設では、契約書に公表。

4 本人の同意を得ないで提供する時もあります

ただし本人の同意がなくても、第三者に個人情報を共有できる場合があります。

ここがポイント!
震災時や、急遽不明で本人の同意を得ることが困難な場合など、生命、身体または財産の保護のために、本人が同意しなくても他の医療機関や介護関係施設等に個人情報を提供する場合もあります。

なるほど、確かに災害などの非常時は、人の生命や財産を守ることが優先だ。

5 もし疑問があったら 問い合わせましょう

医療機関や介護施設に「カルテやケアの記録のコピーをお願いする時、失礼にならないか?」と不安時。

父親を自宅で介護することになったので、カルテをコピーしてもらえますか?

受付

ご本人はもちろん、ご家族の場合でも、個人情報の開示や訂正を求めることができます。安心して問い合わせましょう。

もちろん大丈夫です。手続色の方です...

6 個人情報で困った 時の相談先は？

「もしかしたら個人情報が漏れているかも?」「不正に利用されているかも?」 悩んだ時には相談窓口があります。

相談窓口

個人情報の取得に関する相談は、医療機関、介護療養の窓口、消費生活センター等の地方公共団体の窓口、行政機関である個人情報保護委員会が認定した認定個人情報保護推進機関が対応します。
また、個人情報保護委員会が認定した認定個人情報保護推進機関が対応します。

- 医療機関、介護療養の相談窓口
- 消費生活センター等の地方公共団体の窓口
- 個人情報保護委員会が認定した認定個人情報保護推進機関

個人情報保護委員会 (総務省)
個人情報保護法相談ダイヤル
03-6457-9849
受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

7 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムについて

日本は、高齢化が進むにつれて高齢化が加速しています。65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えており(推計の約4人に1人)、2025年には約3,500万人に達すると見込まれます。75歳以上の人口は増加傾向にあり、増加が加速しています。このように高齢化が進む中、団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年(平成37年)以降は、高齢化の進展や介護の需要が、さらに高まる見込みです。

このため、厚生労働省においては、2025年(平成37年)を目標に、高齢者の健康の維持と自立生活の支援の観点から、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目標に、重要な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住み慣れた地域で、介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

今後、認知症高齢者の増加が懸念されることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるために、地域包括ケアシステムの構築が重要です。人口が増加して75歳以上人口が増える大都市圏、75歳以上人口の増加が顕著な人口が減少する地方圏等、高齢化の進展状況に大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保健ケアと介護ケアの連携が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムは、地域の高齢者の総合的、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な支援などを行い、高齢者の健康増進の向上と自立生活の確保を目的として推進することを目指す。地域包括ケアシステムは、地域包括ケアシステムとして推進が図られている。

現在、全国で約4,300か所が設置されています。(グラフ①(実数)を参照)2,000か所以上) ※平成24年4月末現在

健康と介護の連携について

健康と介護の連携については、自治体の関係機関と連携し、自分らしい生活を支えることができるよう、地域に合わせた介護・介護の連携が推進し、包括的かつ継続的な在宅医療、介護の連携を行うことが重要です。厚生労働省においては、関係機関が連携し、多職種連携により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築のための取組を進めています。

② 医療・介護従事者を対象とした改正個人情報保護法対応ガイドブック「患者・利用者・家族とのより良い関係づくりのために」

患者・利用者・家族とのより良い関係づくりのために
～改正個人情報保護法対応セミナー～



国立個人情報保護委員会
特定非営利活動法人
医療ネット・ケアセンター

③ 技術的安全管理措置 解説映像DVD



④ 啓発WEBサイト・オンラインセミナー



項目	内容	担当
01	改正個人情報保護法について、改正の趣旨と主な改正点について	吉岡 真
02	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真
03	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真
04	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真
05	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真
06	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真
07	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真
08	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真
09	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真
10	改正個人情報保護法と医療機関・介護施設について	吉岡 真

4 事業内容についての問い合わせ先

団体名： 特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター（トクテイヒエイリカッドウホウジンイリョウネットワークシエンセンター）

住所： 〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-15-1-412

代表者： 理事長 人見祐（ヒトミタスク）

担当部署： 事業推進部（ジギョウスイシンブ）

担当者名： 事業推進第一課課長 清水能子（シミズヨシコ）

電話番号： 03-6911-0582

F A X： 03-6911-0581

E - m a i l： contact@medical-bank.org

U R L： <http://www.medical-bank.org/>